

傷病手当金を請求される方への注意事項

SCSK健康保険組合

1. 傷病手当金について

健康保険の傷病手当金は、疾病または負傷に対して、療養の給付（医療機関での治療、投薬等）を行ない、その治療のために仕事に就けず、収入が喪失または減少した被保険者の生活の安定を図るために設けられた制度です。以下全ての要件を満たしている場合に支給されます。

- ① 病気やケガのために療養中であること（業務上、通勤途上での事故を除く）
- ② 病気やケガの療養のために仕事に就けないこと
- ③ 連続して3日以上休んでいること（待期期間。その後4日目から支給）
- ④ ①②により給与が無給、あるいは減給されている。

（傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給）

2. 「療養のために仕事に就けないこと」について

病気やケガの症状が固定となり、療養の必要がなくなった場合は、労務不能であっても「療養のため」ではないため支給されません。なお、正当な理由もなく医師の指示に従わず、診断を拒んだり、処方箋を交付されているにもかかわらず服薬しない等、正しく療養をされていない場合は、傷病手当金が支給されないこともあります。

3. 支給期間について

支給開始日から通算して1年6ヶ月。

同一のケガや病気に関して、支給期間中に途中で回復し復職するなど傷病手当金が支給されなかった期間がある場合は、支給開始日から起算して1年6ヶ月分が支給されます。

※令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象です。

4. 支給額について

●傷病手当金

休業した1日につき、標準報酬日額の2/3相当額。なお、会社から一部支給（交通費、諸手当等）がある場合、その額が傷病手当金の額より下回るとき、その差額が支給されます。

●障害厚生年金、老齢厚生年金（退職後受給）等を受給している場合

障害厚生年金、老齢厚生年金（退職後受給）が傷病手当金の額より下回るときは、その差額を支給。

●労災保険

業務上での疾病、負傷で労災保険を受給している場合、傷病手当金は支給されません。

（別紙「参考」をご覧ください）

5. 傷病手当金請求書の記入について

- ・発病時の状況または負傷の原因を、徴候を含め、時系列に詳しくご記入ください。
- ・「医師が意見をかくところ」については、申請する請求期間経過後に依頼してください。なお、初診日より前の請求期間については、調査させていただくことがあります。
- ・転居等により、医療機関が変わった場合、「傷病手当金請求書」を分けて作成していただき、それぞれの医師に証明をもらってください。

保険給付について、皆様から納めていただいた保険料より、適正に支給させていただくため、負傷の原因、症状、また医療機関への受診状況等によって、被保険者あるいは医師に照会させていただくこともあります。そのため、審査に時間がかかることもありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

<ご参考>

●労災保険(労働者災害補償保険)について

業務上の事由又は通勤によって労働者が負傷、疾病、障害、死亡等した場合に公正かつ保護をするため必要な保険給付を行なうことを目的とする保険制度です。

業務上の事由又は通勤による負傷をした場合は、労働基準監督署へ申請、労災認定となった場合、保険給付が適用されます。(詳細は、労働基準監督署へお問い合わせください)

療養(補償)給付 ; 療養を受けた場合、その療養(医療)費が給付されます。

(療養費を支払う必要はありません)

休業(補償)給付 ; 休業した場合、1日につき平均賃金の60%が給付されます。(4日目より)

休業特別支給金 ; 休業した場合、1日につき平均賃金の20%が給付されます。(4日目より)

※労災保険の認定まで、時間がかかる場合があります。傷病手当金の受給後、労災保険から給付を受けることとなった場合は、傷病手当金及び当健康保険組合が負担しました医療費について、返還していただくことになります。その際は当健康保険組合へご連絡ください。

●障害年金について

傷病の初診日に年金の被保険者である場合、初診日から1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った(症状が固定した)日に、法令で定められた障害等級に該当する場合、その翌月から障害年金が支給されます。(詳細は、年金事務所へお問い合わせください)

※障害年金の認定まで、時間がかかる場合があります。傷病手当金の受給後、障害厚生年金、障害手当金を受けることとなった場合は、受給した傷病手当金を返還していただくことになります。その際は、当健康保険組合へご連絡ください。

SCSK 健康保険組合

〒135-8110 東京都江東区豊洲 3-2-20

TEL ; 03-5166-1300

FAX ; 03-5166-1302

メール ; scskkenpo-webmaster.sp@scsk.jp